総務文教 常任委員会

委員長
大山美智子
副委員長
池井　光吉
委員
黒澤三千夫
小鮒　賢二
小島　正泰
沼上　政幸
小林　國章

熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例について

問 空調設備の利用料金について、上限額が1時間100円とのことだが、あえて上限とつける理由を伺いたい。

答 当条例で定める上限額については、その額の範囲内で指定管理者が料金を定めるという意味での上限額である。
（スポーツタウン推進課）

工事請負契約の締結について（熊谷市立妻沼図書館改修建築工事）

問 工事概要の中の「その他」について、内容を伺いたい。

答 その他の工事内容については、昇降機設備更新工事、屋外スロープ設置工事、外構工事等を予定している。
（熊谷図書館）

工事請負契約の締結について（熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（2期））

問 落札業者から、工期等についての懸念が示されているか伺いたい。

答 工期が12月末となっており、一部取り付けるLED照明の製作期間についての懸念があるとの報告を受けている。
（教育総務課）

財産の取得について（籠原南三丁目地内公共施設用地）

問 土地の活用について、個別施設計画の中で（仮称）西部生涯活動センターは、第3期2035年度から2044年度の計画だが、前倒しになる可能性はあるのか伺いたい。

答 個別施設計画については、今年度改定を予定しているので、その中で検討していく。
（施設マネジメント課）

財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）

問 熊谷消防署の車両の更新とのことだが、現行車両の使用年数、走行距離および新車両との性能比較について伺いたい。

答 現在運用している救急熊谷1号車は、令和8年5月31日時点で実働年数7年3カ月、走行距離は18万6,959キロメートルとなる。現行車両との比較では、衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報、オートハイビームなどの安全支援機能が追加され、安全性能が強化されている。
（警防課）



財産の取得について（高度救命処置用資機材等）

問 資機材等の中で、今回新たに導入される予定のものはあるか。また、自動心臓マッサージ機の導入状況、目的および効果を伺いたい。

答 昨年度導入した高度救命処置用資機材等と同様の仕様で、新たに導入するものはない。次に、自動心臓マッサージ機の導入状況は、現在本市にある8台の救急車と予備救急車1台全てに導入し、積載している。また、目的および効果については、心肺停止の患者に対し一定の胸骨圧迫を継続し、脳や心臓への血流を維持して、救命率の向上を図ることを目的とし、搬送中も安定した胸骨圧迫を継続することができ、心肺蘇生の質の向上、隊員の負担軽減、救急活動の効率化などの効果がある。
（警防課）

令和8年度熊谷市一般会計補正予算（教育費）について

問 公民館修繕等推進事業について、土地購入費として880万6,000円が計上されているが、購入する土地の地目や面積、また、その広さが必要となる理由を伺いたい。

答 土地の地目は田で、1,036平方メートルである。現在の奈良公民館の駐車可能台数は23台であるが、定期利用団体が重なる時間帯にはそれ以上の来客となることが多く、それに加えて、農業活性化センターや隣接する奈良中央公園の利用者もあるため必要と考える。整備後はこちらに28台の駐車が可能となる予定である。
（中央公民館）

環境産業 常任委員会

委員長
小林　拓朗
副委員長
江田　大助
委員
大久保照夫
須永　宣延
腰塚菜穂子
白根　佳典
田中　純一

令和8年度熊谷市一般会計補正予算（農林水産業費）について

問 担い手育成支援事業について、この補助金の申請数と、令和7年度時点での認定農業者数および地域計画における10年後の認定農業者数の目標値に向けて数が伸びているのか伺いたい。

答 7経営体から補助金の申請があった。また、認定農業者数は315経営体であり、ほぼ横ばいである。

問 同事業について、この補助金を利用する場合、農家の方の負担はどのくらいあるのか伺いたい。

答 県を通して国から10分の3が補助されることから、農家の方の負担は10分の7となる。また、1件当たり個人では1,500万円、法人では3,000万円が補助額の上限となる。

問 同事業について、この補助金の主な要件および対象者を伺いたい。

答 地域計画に位置付けられていることが要件であり、認定農業者、認定新規就農者および集落営農組織が対象になる。

（農業政策課）

都市建設 常任委員会

委員長
石川　広己
副委員長
林　幸子
委員
富岡　信吾
山下　一男
新島　一英
川田　勝巳
山本　絢女

損害賠償の額の決定及び和解について

問 この10年間で、倒木が原因で他者の財産を損傷させた事例がどの程度生じたのか伺いたい。

答 令和6年度に、風雨により街路樹が倒れ、家の看板と車両を損傷させた事例があった。また、令和2年度に、風雨により市道から生えた木が倒れ、フェンスと電線を損傷させた事例があった。

（管理課）

令和8年度熊谷市一般会計補正予算（土木費）について

問 みどりの基金積立事業について、この基金を基に行った事業で一番多くの金額を使った事業は何か、またその効果について伺いたい。

答 基金から654万450円を活用し、平成23年3月に緑の基本計画を策定した。効果としては、基本計画を策定したことにより、総合的に緑地の適正な保全および緑化の推進ができていると考えられる。

（公園緑地課）

国に意見書を提出しました

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和４２年に当時の佐藤榮作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和４６年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、平成６年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきた。さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

このように日本政府にとって非核三原則は、単なる政策ではなく、被爆国としての歴史や国際社会での信頼維持と平和主義を支える「道徳的・政治的使命」として位置付けられている。

核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないためにも、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国として我が国が果たすべき使命である。

よって、国会及び政府においては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月２５日

熊谷市議会

内閣総理大臣 様、衆議院議長 様、参議院議長 様、外務大臣 様

イラン戦争がもたらす物価高騰・資材不足から暮らしと営業を守るための緊急対策を求める意見書

アメリカ合衆国とイスラエル国によるイラン・イスラム共和国への軍事攻撃は、国連憲章を踏みにじる重大な国際法違反である。この無法な軍事行動が引き金となって、ホルムズ海峡の事実上の封鎖という、日本経済と国民生活にとって重大な事態が継続している。

最大の対策は一日も早い戦争の終結である。日本政府においては、アメリカとイスラエルに対して停戦の確実な実行を強く求めるとともに、再攻撃しない保証の下に、早期に戦争を終わらせる合意に至るよう、国際社会と連携して外交努力を強めるべきである。

同時に、ホルムズ海峡の事実上の封鎖により、物価高騰と資材不足が深刻化している。国においては、市場任せ、個別対応にとどまらず、下記の暮らしと営業を守るための迅速かつ抜本的な対策を取るよう強く求める。

記

1 物価高騰から国民の暮らしを守るため、直ちに補正予算を編成し、大胆な対策を緊急に実施すること。物価上昇分を生活保護費や児童扶養手当などの福祉給付に速やかに反映させる臨時改定や、物価上昇に見合った年金額に引き上げる臨時改定などを実施すること。

2 医療、食料、交通・物流、建設など国民生活に欠かせない分野での資材の調達を確保すること。エネルギー供給危機に対応するための緊急措置法制の整備、診療報酬・介護報酬の臨時改定と公的補助、交通・物流における燃料確保とコスト増への援助などに取り組むこと。

3 コストや金利の上昇による困難から中小企業と雇用を守ること。コスト上昇や借入金利の上昇に苦しむ中小企業に対する資金繰り支援、休業を余儀なくされる中小企業に対する休業補償や公租公課の支払い猶予措置などを実施すること。

4 原油及び石油製品の需給を正確に把握し、供給と価格の安定に責任を持つこと。原油、石油製品、エチレン等の在庫や流通に関する情報を正確に把握するとともに、国民に対して適時に公表する体制を構築すること。

5 石油由来の燃料や原材料の需要抑制対策に取り組むとともに、中長期の視点に立った省エネルギー・再生可能エネルギー政策の抜本的な強化を直ちに進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月２５ 日

熊谷市議会

内閣総理大臣 様、衆議院議長 様、参議院議長 様、財務大臣 様、厚生労働大臣 様、農林水産大臣 様、経済産業大臣 様、国土交通大臣 様、環境大臣 様

再審開始決定に対する検察の抗告を禁止する法改正を求める意見書

政府は令和８年５月１５日、再審制度を見直す刑事訴訟法改正案を国会に提出した。再審について定めた刑事訴訟法第４編（通称「再審法」）には、再審を開くかを審理する再審請求審における検察の証拠開示を求める条文がないこと、再審の開始に対する検察の抗告が禁止されていないなどの問題点があり、それらが冤罪被害者の救済に困難をもたらしている。日本弁護士連合会などは、証拠開示と検察の抗告禁止を柱とした「再審法」の改正を求めてきた。

政府提出の改正案は、検察の抗告も「原則禁止」にとどめることで、検察が抗告する余地を残している。また、証拠開示の範囲を「再審請求理由に関連」するものに限定し、当事者の意見を聞く前に、基本書類だけで再審請求を棄却できる「スクリーニング規定」や、証拠を支援者や報道機関に提供すると弁護士が罰せられる規定なども盛り込まれた。これらは、検察の裁量を残す一方で、裁判所や当事者と支援者らを縛る内容となっており、求められている改正の趣旨と逆行するものとの批判が冤罪被害者や法律家などから上がっている。

無実の人が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。政府においては、検察の抗告を全面的に禁止するなどの「再審法」改正を行うよう、強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月２５日

熊谷市議会

内閣総理大臣 様、衆議院議長 様、参議院議長 様、法務大臣 様